

東京福祉大学同窓会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、東京福祉大学同窓会と称する。

第2条（事務所）

本会は、事務所を群馬県伊勢崎市山王町 2020 番地 1（東京福祉大学）に置く。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の場所を所在地にすることができる。

第3条（目的）

本会は、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員の連絡先一覧の作成
- (2) 会誌の発行
- (3) 会員の資質の向上を図るため、講演会や会員相互の親睦会等の開催
- (4) その他本会の目的を達成するため必要と認められる事業

第2章 会 員

第5条（会員）

1 本会の会員は、次に定める者とする

- (1) 正 会 員 東京福祉大学、東京福祉大学短期大学部及び東京福祉大学大学院卒業生、並びに本学論文博士号取得者、本学名誉博士とする。ただし、本条2項に定める会費の完納者とする。
- (2) 準 会 員 上記の在学生とする。
- (3) 特別会員 東京福祉大学、東京福祉大学短期大学部及び東京福祉大学大学院の専任教職員とする。ただし、正会員を除くものとする。

2 正会員、準会員、特別会員は、下記の会費を納めなければならない。

- (1) 入会会費 10,000 円
- (2) 永年会費 30,000 円

第6条（変更の通知）

会員は、住所、氏名及び勤務先等に変更を生じた場合、速やかに本会に通知しなければならない。

第7条（資格の喪失）

- 1 次の者は会員の資格を失う。
 - (1) 物故者
 - (2) 本会の名誉を著しく傷つけた者
- 2 前項(2)の資格喪失は、理事会の決議による。

第3章 役 員

第8条（役員）

- 1 本会は、会務執行のため次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名 理事の互選によりこれを決め、理事会において選任する。
 - (2) 副会長 若干名 理事の互選によりこれを決め、理事会において選任する。
 - (3) 理事 2名以上 会員の中から理事会において選任する。
 - (4) 監事 1名以上 正会員の中から理事会において選任する。
- 2 本会に、会務執行のため次の役員を置くことができる。
 - (1) 名誉会長 理事長
 - (2) 顧問 若干名 学長並びに会員の中から理事会において選任する。
- 3 本会の役員たるにふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障その他の事由により、職務の執行に堪えられないと認められるなどの特別の事情があるときは、任期中であっても、理事会において全理事（解任の対象となる理事を含まない）の3分の2以上の詔決により、当該役員を解任することができる。

第9条（任期）

- 1 本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。
- 2 役員は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員に欠員が生じた場合、必要に応じて新たな役員を選任する。ただし、その後に出された役員の任期は、欠員となった役員の任期と同一とする。

第4章 会 議

第10条（会議）

本会に総会及び理事会を置く。

第11条（総会）

- 1 総会は会長が召集する。
- 2 総会の議長は、会長が行う。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数によって決せられる。
- 4 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には議長及び出席した会員のうちから、総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

第12条（理事会）

- 1 理事会は、会長が召集する。
- 2 理事会の議長は、会長が行う。
- 3 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ成立しない。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決せられる。
- 5 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には議長及び出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。
- 6 本条の規定に関わらず、会長の解任が議案となる理事会は、会長以外の理事が召集し、会長以外の理事の互選により決定した理事が議長となる。

第13条（可否同数の場合）

会議において採択が可否同数の場合は、議長が決定する。

第14条（臨時総会）

- 1 臨時総会は、理事会で必要と認めた場合に召集する。
- 2 臨時総会のその他の事項は、総会の規定を準用する。

第5章 役員及び会議の役割

第15条（会長）

会長は本会を代表し会務を総括する。

第16条（副会長）

副会長は会長を補佐し、会長に支障があった場合はその職務を代行する。

第17条（総会）

総会は、定例総会を隔年開催し、臨時総会は随時召集する。

第18条（理事会）

- 1 理事会は、全理事により構成される。
- 2 理事会は次の事項を審議・決定する。決議事項は、直近の総会に報告する。
 - (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 役員の選出
 - (4) 役員に対する活動費に関する事項
 - (5) 会則の改正
 - (6) 金品の寄付及び助成に関する事項
 - (7) 総会で必要を認めた事項
 - (8) その他本会の運営上必要な事項

第19条（監事）

- 1 監事は、本会の会計を監査し、総会で報告する。
- 2 監事は随時理事会等に出席し意見を述べることができる。

第20条【第19条に統合したことにより削除（2022年11月1日）】

第6章 事務局

第21条（事務局）

- 1 理事会は、本会の事務を行うため事務局を置くことができる。
- 2 事務局に関する事項は、理事会において定める。

第 22 条（専任の事務員）

事務局は、その事務を処理するため専任の事務員を置くことができる。ただし、当分の間は、東京福祉大学職員が兼ねて事務を処理することができる。

第7章 会 計

第 23 条（会計年度）

会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 24 条（本会の経費）

- 1 本会の経費は、次の会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
 - (1) 入会会費
 - (2) 永年会費
 - (3) その他の必要に応じて徴収する会費
 - (4) 寄付金等
- 2 既納の会費は、返還しない。

第8章 その他

第 25 条（幹事）

- 1 理事会に（オブザーバーとして）幹事を置くことができる。
- 2 幹事に関する事項は別に定める。

第 26 条（支部）

支部及び支部長会に関する事項は別に定める。
(条項以上)

付 則（2024年10月9日理事会による改正）

1. 本会則は、2024年10月9日より施行する。

付 則（2022年11月1日理事会による改正）

1. 本会則は、2022 年 11 月 1 日より施行する。

付 則

1. 本会則は、2018年10月14日より施行する。
2. 2016年11月27日開催の第4回定例総会において選任された顧問、会長及び副会長は、その任期を2018年10月14日までとし、第8条に基づき、顧問、会長及び副会長を改めて選任するものとする。
3. 前項により改めて選任された役員の任期は2020年6月11日までとする。

付 則

本会則は、2015年7月12日より施行する。

付 則

本会則は、2012年7月8日より施行する。

付 則

本会則は、2012年1月22日より施行する。

付 則

本会則は、2011年7月17日より施行する。

付 則

本会則は、2011年6月1日より施行する。

付 則

本会則は、2008年12月1日より施行する。

付 則

本会則は、2002年1月1日より施行する